職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則(平成27年規則第50号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する 改正後欄に掲げる規定の傍線で付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標 記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)を加える。

改正後

(支給範囲及び手当月額)

第2条 条例第18条第1項に規定する組合規則で指定する職員は、別表に掲げる職にある職員(以下「管理監督職員」という。)とし、管理職手当の月額は、同表に掲げる職にある職員にあつては、同表の職欄に掲げる職に対応する同表の区分欄に定める区分(事務局長が定める特に重要な職にあつては、3種甲)に応じて、次の各号に掲げる額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員にあつては、当該額に条例第6条第12項に規定する算出率を乗じて得た額)とする。

[(1)~(4) 略]

2 前項の規定にかかわらず、管理監督職員 のうち地方公務員法(昭和25年法律第261 号)第22条の4第3項(第22条の5第3項 において準用する場合を含む。)に規定す る定年前再任用短時間勤務職員の管理職手 当の月額は、別表に掲げる職にある職員に

改正前

(支給範囲及び手当月額)

第2条 条例第18条第1項に規定する組合規則で指定する職員は、別表に掲げる職にある職員(以下「管理監督職員」という。)とし、管理職手当の月額は、同表の職欄に掲げる職にある職員にあつては、同表の職欄に掲げる職に対応する同表の区分欄に定める区分(事務局長が定める特に重要な職にあつては、3種甲)に応じて、次の各号に掲げる額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、当該額に条例第6条<u>第13項</u>に規定する算出率を乗じて得た額)とする。

[(1)~(4) 同左]

2 前項の規定にかかわらず、管理監督職員のうち地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用されたものの管理職手当の月額は、別表に掲げる職にある職員にあっては、同表の職欄に掲げる職に対応す

あっては、同表の職欄に掲げる職に対応す る同表の区分欄に定める区分に応じて、次 の各号に掲げる額に、それぞれ条例第6条 第12項に規定する算出率を乗じて得た額と する。

る同表の区分欄に定める区分に応じて、次 の各号に掲げる額(同項に規定する短時間 勤務の職を占める職員並びに地方公務員の 育児休業等に関する法律第10条第1項に規 定する育児短時間勤務をしている職員及び 同法第17条の規定による短時間勤務をして いる職員にあっては、当該額に条例第6条 第13項に規定する算出率を乗じて得た額) とする。

「(1)~(3) 略]

附則

「(1)~(3) 同左]

附則

□1 この規則は、平成27年4月1日から施行 □ この規則は、平成27年4月1日から施行す

<u>る。</u>

2 条例附則第3項の規定の適用を受ける管 理監督職員に対する第2条第1項の規定の 適用については、当分の間、同項中「掲げ る額」とあるのは、「掲げる額に100分の 70を乗じて得た額」とする。

「新設]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線 は注記である。

附則

(施行期日等)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1 項若しくは第2項、第5条第2項若しくは第4項、第6条第1項若しくは第2項、第7条第2項 若しくは第4項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)は、地方公務員法(昭和25年 法律第261号) 第22条の4第3項(第22条の5第3項において準用する場合を含む。) に規定す る定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の職員の管理職手当に関する 規則第2条第2項の規定を適用する。この場合において、同項中「額に、それぞれ条例第6条第 12項に規定する算出率を乗じて得た額」とあるのは「額(同条第1項に規定する短時間勤務の職 を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤 務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、当該額に 条例第6条第12項に規定する算出率を乗じて得た額)」とする。